

平成 22 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名	アイティメディア株式会社
U R L	<a href="http://corp.itmedia.co.jp/">http://corp.itmedia.co.jp/</a>
代表取締役社長	大 槻 利 樹 (コード番号:2148 東証マザーズ)
問合せ先	管理本部長 小林 教至 (TEL 03-6824-9396)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 19 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本件株式の分割は投資単位の引き下げを目的とするものではなく、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。また、本件に伴う資本金の増加もございません（平成 22 年 8 月 19 日現在の資本金：1,620,811,456 円）。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 22 年 9 月 30 日（木曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

今回の分割により増加する株式数	平成 22 年 9 月 30 日（木曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とする。
-----------------	---

株式分割後の発行済株式総数	平成 22 年 9 月 30 日（木曜日）最終の発行済株式総数に 100 を乗じた株式数とする。
---------------	--

株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000 株
----------------	--------------

#### 【参考】

- 株式分割により増加する株式数を明示していないのは、本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に新株予約権等の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式分割の基準日最終の発行済株式総数が確定できないためであります。

2. 平成 22 年 8 月 19 日現在の発行済株式総数で計算した場合

株式分割前の発行済株式総数	63,630 株
今回の分割により増加する株式数	6,299,370 株
株式分割後の発行済株式総数	6,363,000 株

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成 22 年 9 月 1 日 (水曜日)
- ② 基準日 平成 22 年 9 月 30 日 (木曜日)
- ③ 効力発生日 平成 22 年 10 月 1 日 (金曜日)

(4) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株引受権及び新株予約権の行使価額を平成 22 年 10 月 1 日以降、以下の通り調整いたします。

回号	取締役会決議日	調整前行使価格	調整後行使価格
第1回無担保社債 (新株引受権付)	平成13年5月10日	25,000 円	250 円
第2回無担保社債 (新株引受権付)	平成13年5月10日	25,000 円	250 円
第9回新株予約権	平成21年8月31日	30,545 円	305 円

(5) その他、この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

### 3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」に記載した株式の分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 22 年 10 月 1 日

※ 平成 22 年 9 月 28 日 (火曜日) をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記 2. の「株式の分割の概要」及び 3. の「単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項並びに第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 22 年 10 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 6 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります（下線は変更箇所を示します）。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第6条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> <u>とする。</u>
第6条～第43条（条文省略）	第7条～第44条（現行どおり）
附則  (新設)	附則 第1条 <u>第5条の変更及び第6条の新設の</u> <u>効力発生日は、平成22年10月1</u> <u>日とする。</u> 第2条 <u>前条及び本条は、前条の効力発生</u> <u>日をもって削除する。</u>

以 上